

大崎上島町超高速情報通信網整備事業通信事業者選定

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、大崎上島町において超高速情報通信網整備事業（光ファイバケーブル網を使用した、光ブロードバンドインターネット利用環境整備事業をいう。以下同じ。）を実施する事業者に対して事業費の一部を補助することにより、住民の利便性向上と町内企業の事業活動の活性化を図ることとし、補助金を交付する事業者を選定するための公募型プロポーザルの実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 概要

(1) 事業名

大崎上島町超高速情報通信網整備事業

(2) 事業内容

別添の「大崎上島町高速情報通信網整備事業企画提案仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、事業内容については、通信事業者のプロポーザル内容及び町との協議により、実際の提案内容が仕様書の内容と変更になる場合がある。また、通信事業者決定後から事業開始後においても、事業の検討及び運用状況に応じ、必要な場合は町と通信事業者で協議を行い、附帯業務とする内容を決定するものとする。

(3) 事業期間

令和3年度～令和4年度

※ただし、総務省が実施する高度無線環境整備推進事業の補助対象となる光通信回線通信網整備については、令和4年3月31日までに完了させること。

(4) 事業実施場所

町内全域

※技術的に整備が困難な場所又は整備する必要性がない場所は除く。

(5) 事業計画金額

本事業の計画金額は、以下を予定している。詳細は提案を行うこと。

項目	予定金額	内容
光ファイバケーブル網伝送路整備に係る補助金	186,600千円 (消費税及び地方消費税を含まない。)	補助金は、令和3年度までの補助額を一度に決定し、本町が求めるサービス（以下この表において「サービス」という。）が提供開始となる令和4年度から毎年度毎に実績報告を受け交付する。ただし、事業計画において交付決定した各年度の事業費を上限とする。
既存サービス撤去工事に係る経費	148,610千円 (消費税及び地方消費税を含む。)	既存サービスに係わる設備については全撤去を前提とし、撤去等工事費を町が負担する。既存設備については、別紙「既存サービス設備」を参照すること。

(6) 公募の実施スケジュール (予定)

本公募に係る全体のスケジュールは次のとおりとする。ただし、都合により変更することがある。

スケジュール	実施内容
令和3年5月7日(金)	公告・募集開始
令和3年5月12日(水) 午前11時まで	本公募に関する質疑書提出期限
令和3年5月13日(木) 午後5時まで	本公募に関する質疑に対応する回答期限
令和3年5月14日(金) 午後3時まで	参加希望届の提出期限(参加資格要件の確認)
令和3年5月17日(月)	参加資格確認結果の通知
令和3年5月28日(金) 午後3時まで	企画提案書提出期限
令和3年5月31日(月) (予定)	審査(企画提案に関するプレゼンテーション等の実施日)
令和3年6月2日(水) (予定)	補助対象候補事業者決定の通知

3 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げるすべての条件を満たすものであること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 現在、大崎上島町の指名停止の措置を受けていない者であること。
- ③ 現在、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の登録を受けた者又は当該登録を受けた者で構成する共同体であること。
- ④ 日本国内で光ブロードバンドサービスを提供している事業者であり、大崎上島町内において光ブロードバンドサービスが永続的に提供できる者であること。

4 プロポーザル参加希望書類の提出

参加を希望する者は、次の資料を各一部提出すること。なお、複数の事業者で構成する共同体として参加する場合は、共同体を構成する全ての事業者に係る書類を提出すること（オを除く）。

(1) 提出資料

- ア 大崎上島町超高速情報通信網整備事業通信事業者選定プロポーザル参加希望届【様式第1号】
- イ 会社概要・事業実績書【様式第2号】
- ウ 財務諸表(直近の決算書)
- エ 会社・法人の登記事項証明書、印鑑証明書
- オ 電気通信事業者であることの証明書の写し

(2) 提出期限

令和3年5月14日（金） 午後3時

(3) 提出場所

大崎上島町 企画課 企画調整係
住所：広島県豊田郡大崎上島町東野6625-1
電話：0846-65-3112

(4) 提出方法

持参または郵送とする。また、郵送の場合は、簡易書留郵便とし、上記提出期限までに到着したものに限り。

(5) 参加希望者審査結果の通知

会社概要等を基に総合的に審査（第一次審査）し、令和3年5月17日（月）に郵送及びメールによって通知する。なお、審査基準は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

(6) 中途の参加辞退

参加希望届提出後に提案を辞退する場合は、大崎上島町超高速情報通信網整備事業通信事業者選定プロポーザル参加辞退届【様式第3号】を提出すること。

(7) 参加希望書類に関する質問書の提出手続等

前記4項(1)各号に掲げる資料の作成又は提出に関する質問がある場合は、書面(任意様式)により提出すること。(簡易な事項については電話可)

5 企画提案提出書類等

第一次審査により選定されたプロポーザル参加者(以下「参加者」という。)は次により企画提案書等を提出するものとする。

(1) 企画提案書

別紙「大崎上島町超高速情報通信網整備事業企画提案仕様書」に基づき企画提案書を提出すること。

(2) 見積書及び付属資料

別紙「大崎上島町超高速情報通信網整備事業企画提案仕様書」に基づき見積書及び付属資料を作成し提出すること。

(3) 提出期限

令和3年5月28日(金) 午後3時

(4) 提出場所

大崎上島町 企画課 企画調整係

住所：広島県豊田郡大崎上島町東野6625-1

電話：0846-65-3112

(5) 提出部数

「大崎上島町企画提案仕様書」のとおり

(6) 提出方法

持参又は郵送とする。また、郵送の場合は、簡易書留郵便とし、上記提出期限までに到着したものに限る。

(7) 受付時間

土、日及び祝日を除く9時から17時まで。

6 質問の提出及び回答

仕様書等に対し、質問がある場合には次により質問書を提出できるものとする。

(1) 提出方法

質問書【様式第4号】により電子メールを用いること。

(2) 提出期限

令和3年5月12日(水) 午前11時

(3) 提出場所

電子メール：kikaku01@town.osakikamijima.lg.jp

(4) 回答方法

随時質問者に対して電子メールにより回答する(ただし、必要に応じて大崎上島町HPにおいて質問及び回答の内容を公開する)。

7 企画提案書等の審査

企画提案書等の評価割合及び基準は次のとおりとする。

(1) 提案の総合評価の方法

技術評価は大崎上島町超高速情報通信網整備事業通信事業者選定公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が指定した委員が個別に評点を行う。

価格評価の評価はあらかじめ、選定委員会で定めた計算又は点数表において得点を付加する。選定委員会において技術評価点と価格評価点を合算し、総合的に評価を行う。

(2) 評価割合

採点項目		点数	合計	
一次審査	(1) 会社概要	20	40	
	(2) 実績	20		
二次審査	企画提案書等	(1) 会社概要	20	460
		(2) 実績	20	
		(3) 提案コンセプト	150	
		(4) 整備	80	
		(5) 提供サービス	90	
		(6) 加入促進・保守	80	
		(7) その他提案	20	
要望額	補助金要望額	100	100	
合計		600	600	

8 補助金交付候補者の決定

(1) 補助金交付候補者の決定

選定委員会における審査を経て、総合評価点が最も高い参加者を本事業の補助金交付候補者とする。なお、総合評価点が同点の場合は、同委員会の採決により決定する。

(2) 結果の通知及び公表

補助金交付候補者に対しては、書面によりその旨を通知するとともに、採用されなかった参加者に対しては、同様にその旨を通知する。

(3) 事業実施に関する交渉

補助金交付候補者と町とで内容の交渉を行う。内容交渉が不調のときは、評価により順位の付けられた上位の参加者から順に、内容の交渉を行う。

9 企画提案書等の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 期限までに所定の手続きをしなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法などの適用を申請するなど、業務を遂行することが困難と認められる状況に至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 委員又は関係者に本企画に対する助言を求めた場合
- (6) 提案に当たり著しく審議に反する行為等、選定委員会の委員長が無効であると認めた場合

10 その他

- (1) 企画提案書の作成、応募、プレゼンテーション等本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、参加者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (6) 前号により公表する場合、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- (7) 企画提案書、見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。